

(3) 試作した設備の使用手順

図 3-7 に示す試作した据置型作業床については、作業員一人が作業床上を普通に移動する場合に、破損しないことが確認しています。

(手順1) 作業床があおりと水平になるよう両サイドのネジで位置を調整する。(図 3-8)

(手順2) 作業床のずれ止めをあおりにはめて作業床を固定する。(図 3-9)



図 3-8 据置型作業床をあおりに取り付けた状態



図 3-9 作業床のずれ止めをあおりにはめようとしている状態



図 3-10 あおりに取り付けた据置型作業床の上を作業員が移動している様子

(4) 使用上の注意

保管場所や重さの点で試作例（全長 4m）の使用が難しい場合は、全長の短い 2m の据置型作業床でも、十分墜落防止の効果があると考えられます。

設備例3 荷台の横に墜落防止柵・安全ネットを取り付けるタイプ（荷主庭先据置型墜落防止柵）

安全に作業を行うためには、危険な荷の上での作業は極力避け、〔設備例1〕または〔設備例2〕を使用することが基本です。

しかし、やむを得ず荷の上で作業を行う場合には、墜落防止のため、〔設備例3〕または〔参考例〕のように安全帯を使用する方法を検討する必要があります。

〔設備例3〕も、重量がかなり重いので、荷主の協力のもと、荷主の構内に置いておき、必要な場合に荷台あおりに固定して使用します。

（1）特徴

- ① 荷台に近接する必要があることから、作業床は設けていない。
- ② 荷の上に登って作業を行う場合は作業位置が高くなるため、安全ネット部分を高くした。
- ③ 荷主先構内等に置いておいて使用する。
- ④ 床に段差があると墜落防止柵を移動することが困難、また転倒する恐れがある。
- ⑤ 保管時は倒れやすいので、転倒防止措置が必要となる。

（2）使用方法

やむを得ず荷の上で作業をする場合、図3-11のように、荷主の構内に常備しておいた設備をトラックの荷台の横に取り付け、作業者が荷の上から墜落するのを防止します。

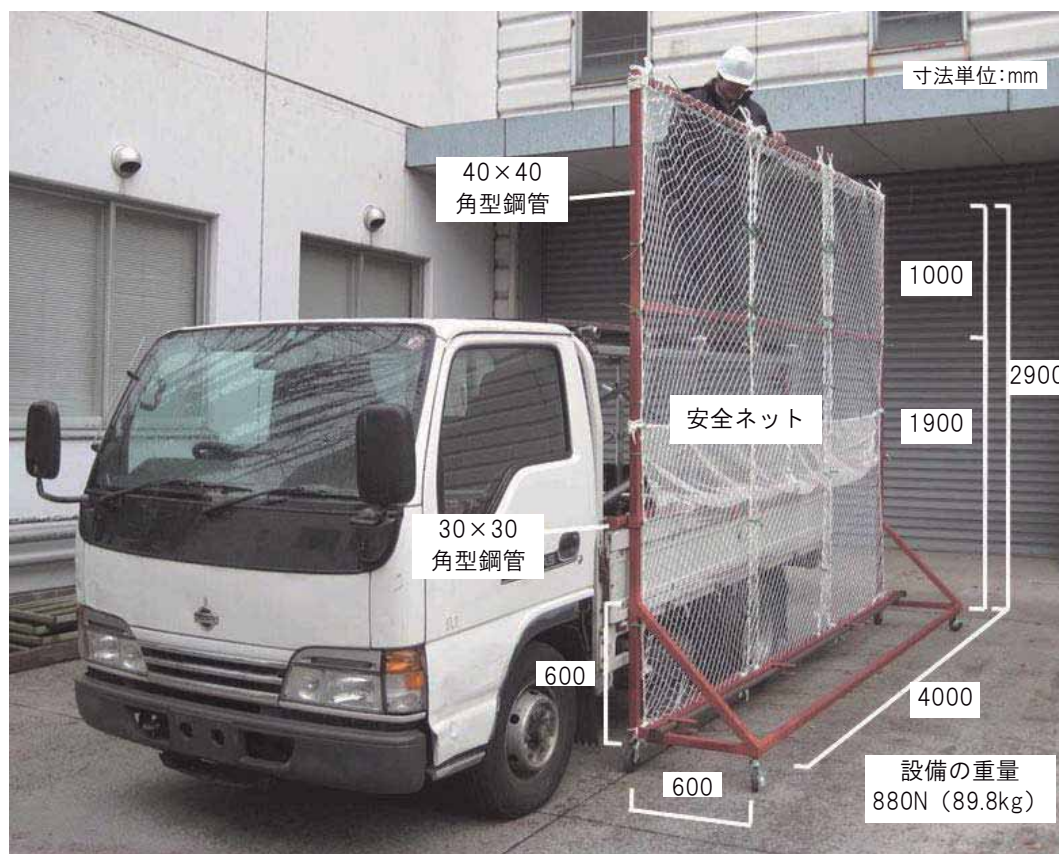


図3-11 荷主庭先据置型の墜落防止柵を荷台の横に取り付けた状態

(3) 試作した設備の使用手順

図 3-11 に示す荷主庭先据置型の墜落防止柵については、作業員一人が墜落防止柵にもたれかかった場合に、防止柵が転倒しないことを確認しています。

(手順1) 墜落防止柵を荷の横に移動し、両サイドのネジであおりとの高さ調整を行う。(図 3-12)

(手順2) ずれ止めをあおりにはめ、墜落防止柵を固定する。(図 3-13)



図 3-12 墜落防止柵を荷の横に移動し、両サイドのネジで高さ調整を行っている状態



図 3-13 ずれ止めをあおりにはめた状態



図 3-14 墜落防止柵を荷の横に取り付けた状態

(4) 使用上の注意

[設備例2]と同様保管時にかなり場所をとること、重量もあり移動も容易でないことから、試作例よりも全長の短い設備として、必要な箇所に取り付けて使用することも考えられます。